

※登園に医師の診察と『治癒届出書』が必要な感染症

医師の診察を受け登園の許可が出た場合、保護者の『治癒届出書』が必要です。

『治癒届出書』に保護者が署名押印し保育園へ提出してください。

※『治癒届出書』用紙は保育園にあります。

第1種	以下の感染症は治癒または症状により医師が伝染の恐れがないと認めるまで登園停止となります。 〈学校保健安全法施行規則19条に基づく〉	
	エボラ出血熱,クリミア・コンゴ出血熱,痘瘡,南米出血熱,ペスト,マールブルグ病,ラッサ熱,急性灰白髄炎(ポリオ),ジフテリア,重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。(第2種において「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)新型インフルエンザ等感染症(※1),指定感染症及び新感染症	
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ「H5N1」及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した翌日から最低5日間かつ解熱した翌日から3日を経過している(感染力は発症前24時間～発症後3日頃が強い 高インフルエンザ 抗インフルエンザ薬を内服すると解熱は早い,ウイルス排出は続く)
	百日咳	特有の咳が消失し全身症状が良好(抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う)
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失している
	麻疹	解熱後3日を経過している(9か月児以上・接触後72時間以内にワクチン接種すれば予防と症状軽減の可能性がある)
	風疹(3日はしか)	発疹が消失している
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)している(接種後72時間以内にワクチン接種すれば予防と症状軽減の可能性がある)
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失後2日を経過している(治癒後も便中にウイルスが30日程度でる)
第3種	結核	感染のおそれがない
	コレラ,細菌性赤痢,パラチフス,腸チフス,急性出血性結膜炎,その他感染症 治癒するまで	
	流行性角結膜炎(はやりめ)	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失している
	腸管出血性大腸菌感染症(O157,O26,O111)	症状が治まり,かつ,抗菌薬による治療が終了し,48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認される
その他	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがない
	手足口病 HFMD	発熱や口腔内に水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれる(ウイルス排出は唾液で1週間未満,便は回復後も2~4週間でる)
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態がよい
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間経過している
	ウイルス性胃腸炎(ノロ,ロタ,アデノウイルス等)	嘔吐,下痢などの症状が治まり普段の食事がとれる{ウイルスは症状消失後も2~3週間便中にてる}
	マイコプラズマ肺炎(うつる肺炎)	発熱や激しい咳が治まっている
	突発性発疹	解熱し機嫌がよく全身状態が良い(発熱中の感染力が強く6~12か月児が罹患しやすい)
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内に水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれる(ウイルス排出は唾液で1週間未満,便は回復後も2~4週間でる)	
帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)している(水痘の免疫がない児が接触すると水痘を発症する)	

RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し全身症状が良い
-----------	------------------

※『治癒届出書』は必要ありません

「治癒届出書」は必要ありませんが感染症ですので医師の診察を受けてから登園して下さい。

乳児嘔吐下痢症	症状が消失するまで(嘔吐,下痢)
伝染性膿化疹	2~3日 皮疹が乾燥しているか,湿潤部位がガーゼ等で覆える程度のもの(治癒するまでプール禁止)
伝染性軟属腫(水いぼ)	かきこわし傷から滲出液が出ている時は,ガーゼ等で覆う
ヘルペス口内炎	発熱がなく,よだれが止まり,普段の食事ができる
ウイルス性肝炎	A型は,肝機能が正常になるまで B・C型急性の場合は症状が消失し全身症状がよいこと。慢性の場合は制限なし
頭ジラミ	駆除を開始している

※インフルエンザ等感染症の流行時には,徳島市保育課と協議の上,登園自粛を要請させていただくことがあります。